

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

- 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】2
- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】13

◇ 公 告

- 請負契約に係る一般競争入札の公告（5件）【技術監理局契約部契約課】14

◇ 上下水道局

- 請負契約に係る一般競争入札の公告（2件）【上下水道局総務経営部総務課】23

北九州市告示第 297 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、市民センターの使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 30 年 6 月 20 日

北九州市長 北 橋 健 治

市民センターの名称	受 託 者		委託期間
	名 称	住 所	
北九州市立老松市民センター	老松まちづくり 連合協議会 会長 中村輝行	北九州市門司区 庄司町 4 番 16 号	平成 30 年 4 月 1 日 から平成 31 年 3 月 31 日まで
北九州市立清見市民センター	清見まちづくり 協議会 会長 山下洋介	北九州市門司区 清見三丁目 1 番 1 号	平成 30 年 4 月 1 日 から平成 31 年 3 月 31 日まで
北九州市立清見市民センター古城 市民サブセンター	古城まちづくり 協議会 会長 小西竹志	北九州市門司区 浜町 6 番 25 号	平成 30 年 4 月 1 日 から平成 31 年 3 月 31 日まで
北九州市立小森江西市民センター	小森江西校区ま ちづくり自治連 合会 会長 森 川征彰	北九州市門司区 矢筈町 5 番 42 号	平成 30 年 4 月 1 日 から平成 31 年 3 月 31 日まで
北九州市立小森江東市民センター	小森江東まちづ くり協議会 会 長 貞方實則	北九州市門司区 風師三丁目 9 番 20 号	平成 30 年 4 月 1 日 から平成 31 年 3 月 31 日まで
北九州市立白野江市民センター	白野江まちづく り協議会 会長 出口正助	北九州市門司区 白野江二丁目 1 3 番 1 号	平成 30 年 4 月 1 日 から平成 31 年 3 月 31 日まで
北九州市立大里東市民センター	大里東まちづく り協議会 会長 森川裕久	北九州市門司区 下二十町 3 番 7 号	平成 30 年 4 月 1 日 から平成 31 年 3 月 31 日まで
北九州市立大里南市民センター	大里南まちづく り協議会 会長 古川充教	北九州市門司区 原町別院 13 番 27 号	平成 30 年 4 月 1 日 から平成 31 年 3 月 31 日まで
北九州市立大里柳市民センター	大里柳まちづく り協議会 会長 吉野益生	北九州市門司区 高田二丁目 2 番 18 号	平成 30 年 4 月 1 日 から平成 31 年 3 月 31 日まで
北九州市立田野浦市民センター	田野浦まちづく り協議会 会長 西岡宏文	北九州市門司区 新開 6 番 11 号	平成 30 年 4 月 1 日 から平成 31 年 3 月 31 日まで

北九州市立東郷市民センター	大積校区まちづくり協議会 会長 小田穂積	北九州市門司区黒川西一丁目3番26号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
北九州市立東郷市民センター柄杓田市民サブセンター	柄杓田まちづくり協議会 会長 上野誠司	北九州市門司区大字柄杓田1407番地1	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
北九州市立錦町市民センター	錦町まちづくり協議会 会長 手島稔之	北九州市門司区清滝三丁目5番5号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
北九州市立西門司市民センター	西門司校区まちづくり協議会 会長 藤原俊和	北九州市門司区稲積一丁目3番1号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
北九州市立萩ヶ丘市民センター	萩ヶ丘まちづくり協議会 会長 河内一夫	北九州市門司区大里戸ノ上三丁目8番1号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
北九州市立藤松市民センター	藤松まちづくり協議会 会長 宮原深海	北九州市門司区上藤松二丁目3番31号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
北九州市立松ヶ江北市民センター	松ヶ江北まちづくり協議会 会長 橋崎 清	北九州市門司区大字畑903番地	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
北九州市立松ヶ江北市民センター伊川市民サブセンター	伊川まちづくり協議会 会長 進 森太郎	北九州市門司区大字伊川1462番地1	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
北九州市立松ヶ江南市民センター	松ヶ江南校区まちづくり協議会 会長 松本征幸	北九州市門司区吉志新町二丁目1番1号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
北九州市立丸山市民センター	丸山まちづくり協議会 会長 八村哲生	北九州市門司区長谷一丁目14番28号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
北九州市立足原市民センター	足原校区まちづくり協議会 副会長 矢野嗣明	北九州市小倉北区足原二丁目8番3号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
北九州市立足立市民センター	足立校区まちづくり協議会 会長 片山浩邦	北九州市小倉北区宇佐町一丁目8番15号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
北九州市立泉台市民センター	泉台校区まちづくり協議会 会長 村上隆彦	北九州市小倉北区真鶴一丁目5番15号	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

北九州市立 到津市民セ ンター	到津校区まちづ くり協議会 会 長 入口素直	北九州市小倉北 区下到津四丁目 3番2号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 井堀市民セ ンター	井堀校区まちづ くり協議会 会 長 柏木 作	北九州市小倉北 区井堀三丁目1 5番2号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 今町市民セ ンター	今町校区まちづ くり協議会 会 長 福丸清生	北九州市小倉北 区今町三丁目1 9番2号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 北小倉市民 センター	北小倉校区まち づくり協議会 会長 坂口幸一	北九州市小倉北 区中井一丁目1 0番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 貴船市民セ ンター	貴船校区まちづ くり協議会 会 長 早川 弘	北九州市小倉北 区白銀一丁目5 番8号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 清水市民セ ンター	清水校区まちづ くり協議会 会 長 福田義憲	北九州市小倉北 区弁天町6番5 号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 霧丘市民セ ンター	霧丘校区まちづ くり協議会 会 長 立花三男	北九州市小倉北 区黒原二丁目3 0番30号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 小倉中央市 民センター	小倉中央市民セ ンター運営委員 会 委員長 米 谷元則	北九州市小倉北 区堺町二丁目4 番24号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 小倉中央市 民センター 藍島市民サ ブセンター	藍島校区まちづ くり協議会 会 長 二見 隆	北九州市小倉北 区大字藍島	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 桜丘市民セ ンター	桜丘校区まちづ くり協議会 会 長 井地英人	北九州市小倉北 区上富野五丁目 6番21号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 三郎丸市民 センター	三郎丸校区まち づくり協議会 会長 木村 証	北九州市小倉北 区熊本一丁目1 2番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 寿山市民セ ンター	寿山校区まちづ くり協議会 会 長 平良廣幸	北九州市小倉北 区大島三丁目1 0番2号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 富野市民セ ンター	富野校区まちづ くり協議会 会 長 金丸善久	北九州市小倉北 区須賀町6番2 3号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで

北九州市立 中井市民セ ンター	中井校区まちづ くり協議会 会 長 甲斐幸子	北九州市小倉北 区井堀二丁目7 番4号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 中島市民セ ンター	中島校区まちづ くり協議会 会 長 荻北憲佳	北九州市小倉北 区昭和町16番 2号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 西小倉市民 センター	西小倉校区まち づくり協議会 会長 日高 徹	北九州市小倉北 区大門一丁目5 番2号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 日明市民セ ンター	日明校区まちづ くり協議会 会 長 井生猛志	北九州市小倉北 区日明四丁目3 番7号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 南丘市民セ ンター	南丘校区まちづ くり協議会 会 長 梶 務	北九州市小倉北 区熊谷一丁目2 6番15号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 南小倉市民 センター	南小倉校区まち づくり協議会 会長 岩本幹彦	北九州市小倉北 区新高田一丁目 10番3号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 長行市民セ ンター	長行校区まちづ くり協議会 会 長 伊崎 實	北九州市小倉南 区徳吉西三丁目 3番16号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 企救丘市民 センター	企救丘校区まち づくり協議会 会長 岡本広治	北九州市小倉南 区徳力四丁目1 7番5号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 北方市民セ ンター	北方校区まちづ くり協議会 会 長 飯本敏徳	北九州市小倉南 区北方二丁目1 6番10号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 朽網市民セ ンター	朽網校区まちづ くり協議会 会 長 杉本 登	北九州市小倉南 区朽網西三丁目 6番39号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 葛原市民セ ンター	葛原校区まちづ くり協議会 会 長 桑原英夫	北九州市小倉南 区葛原本町三丁 目4番34号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 広徳市民セ ンター	広徳校区まちづ くり協議会 会 長 安東吉松	北九州市小倉南 区徳力六丁目3 番2号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 志井市民セ ンター	志井校区まちづ くり協議会 会 長 大迫隆典	北九州市小倉南 区大字志井27 9番地	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 城野市民セ ンター	城野校区まちづ くり協議会 会 長 尾崎継夫	北九州市小倉南 区富士見三丁目 1番3号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで

北九州市立 曾根市民セ ンター	曾根校区まちづ くり協議会 会 長 松井清記	北九州市小倉南 区中曾根三丁目 9番7号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 曾根東市民セ ンター	曾根東校区まち づくり協議会 会長 三郎丸正 熙	北九州市小倉南 区下曾根四丁目 22番3号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 高蔵市民セ ンター	高蔵校区まちづ くり協議会 会 長 神代秀則	北九州市小倉南 区上吉田三丁目 1番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 田原市民セ ンター	田原校区まちづ くり協議会 会 長 森 照男	北九州市小倉南 区田原三丁目1 6番31号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 徳力市民セ ンター	徳力校区まちづ くり協議会 会 長 北久保攻	北九州市小倉南 区南方二丁目5 番37号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 長尾市民セ ンター	長尾校区まちづ くり協議会 会 長 吉本 保	北九州市小倉南 区長行西一丁目 1番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 貫市民セン ター	貫校区まちづく り協議会 会長 片山恒雄	北九州市小倉南 区西貫一丁目1 1番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 沼市民セン ター	沼校区まちづく り協議会 会長 田中義則	北九州市小倉南 区沼緑町四丁目 28番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 東朽網市民 センター	東朽網校区まち づくり協議会 会長 利光 央	北九州市小倉南 区大字朽網12 15番地1	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 東谷市民セ ンター	東谷地区まちづ くり協議会 会 長 前田康典	北九州市小倉南 区大字木下70 4番地1	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 守恒市民セ ンター	守恒校区まちづ くり協議会 会 長 笹月二男	北九州市小倉南 区守恒二丁目8 番36号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 湯川市民セ ンター	湯川校区まちづ くり協議会 会 長 村内 実	北九州市小倉南 区湯川一丁目8 番33号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 横代市民セ ンター	横代校区まちづ くり協議会 会 長 大塚勝治	北九州市小倉南 区横代東町四丁 目13番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 吉田市民セ ンター	吉田校区まちづ くり協議会 会 長 安藤多寿	北九州市小倉南 区中吉田六丁目 27番5号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで

北九州市立 両谷市民セ ンター	両谷まちづくり 協議会 会長 清水賢治	北九州市小倉南 区徳吉南一丁目 6番10号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 若園市民セ ンター	若園校区まちづ くり協議会 会 長 築別邦博	北九州市小倉南 区若園四丁目1 番50号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 青葉市民セ ンター	青葉地区まちづ くり協議会 会 長 高田幸利	北九州市若松区 青葉台西一丁目 14番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 赤崎市民セ ンター	小石・赤崎校区 まちづくり協議 会 会長 村上 正幸	北九州市若松区 西小石町8番2 号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 島郷市民セ ンター	島郷まちづくり 連絡協議会 会 長 高木 眞	北九州市若松区 鴨生田二丁目1 番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 修多羅市民 センター	修多羅校区まち づくり協議会 会長 平野 建	北九州市若松区 白山一丁目9番 13号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 高須市民セ ンター	高須地区まちづ くり協議会 会 長 志多田 宏	北九州市若松区 高須北一丁目1 番2号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 ひびきの市 民センター	ひびきの地区ま ちづくり協議会 会長 田中 智	北九州市若松区 大字塩屋736 番地	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 深町市民セ ンター	深町校区まちづ くり協議会 会 長 池田志郎	北九州市若松区 深町一丁目2番 12号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 藤ノ木市民 センター	藤ノ木校区まち づくり協議会 会長 峯崎一男	北九州市若松区 赤島町20番1 3号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 二島市民セ ンター	二島校区まちづ くり協議会 会 長 内藤達次郎	北九州市若松区 東二島二丁目7 番3号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 古前市民セ ンター	古前校区まちづ くり協議会 会 長 結城章生	北九州市若松区 古前一丁目28 番23号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 若松中央市 民センター	若松中央校区ま ちづくり協議会 会長 吉永勝 好	北九州市若松区 浜町一丁目1番 2号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで

北九州市立 祝町市民セ ンター	祝町まちづくり 協議会 会長 内山賢次	北九州市八幡東 区宮の町二丁目 2番10号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 枝光市民セ ンター	枝光まちづくり 協議会 会長 宮地久男	北九州市八幡東 区日の出一丁目 5番11号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 枝光北市民 センター	枝光北まちづく り協議会 会長 林 和己	北九州市八幡東 区枝光二丁目8 番5号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 枝光南市民 センター	枝光一区地域ま ちづくり協議会 会長 堤 弘勝	北九州市八幡東 区中央三丁目9 番5号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 大蔵市民セ ンター	大蔵まちづくり 協議会 会長 光行靖基	北九州市八幡東 区大蔵二丁目1 番40号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 尾倉市民セ ンター	尾倉まちづくり 協議会 会長 伊藤一雄	北九州市八幡東 区尾倉一丁目1 5番2号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 尾倉市民セ ンター天神 市民サブセ ンター	尾倉まちづくり 協議会 会長 伊藤一雄	北九州市八幡東 区尾倉一丁目1 5番2号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 高槻市民セ ンター	高槻まちづくり 協議会 会長 古川至孝	北九州市八幡東 区中畑二丁目5 番2号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 高見市民セ ンター	高見まちづくり 協議会 会長 伊藤一義	北九州市八幡東 区高見二丁目8 番20号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 槻田市民セ ンター	槻田まちづくり 協議会 会長 財満信博	北九州市八幡東 区松尾町19番 1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 平野市民セ ンター	平野まちづくり 協議会 会長 高田隆一	北九州市八幡東 区桃園四丁目1 番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 前田市民セ ンター	前田まちづくり 協議会 会長 廣永貫一郎	北九州市八幡東 区祇園一丁目5 番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 八幡大谷市 民センター	八幡大谷まちづ くり協議会 会 長 畠中聡之	北九州市八幡東 区中央二丁目1 番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 青山市民セ ンター	青山まちづくり 協議会 会長 中野 守	北九州市八幡西 区青山二丁目1 番3号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで

北九州市立 赤坂市民セ ンター	赤坂まちづくり 協議会 会長 山本節治	北九州市八幡西 区星和町28番 26号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 浅川市民セ ンター	浅川まちづくり 協議会 会長 入江 猛	北九州市八幡西 区浅川日の峯二 丁目1番10号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 穴生市民セ ンター	穴生地区まちづ くり協議会 会 長 吉田泰一	北九州市八幡西 区鷹の巣三丁目 3番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 池田市民セ ンター	池田まちづくり 協議会 会長 岩崎克幸	北九州市八幡西 区茶屋の原一丁 目6番3号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 医生丘市民 センター	医生丘まちづく り協議会 会長 宮前輝夫	北九州市八幡西 区千代ヶ崎一丁 目12番15号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 永犬丸市民 センター	永犬丸まちづく り協議会 会長 藤島 彰	北九州市八幡西 区美原町9番2 号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 永犬丸西市 民センター	永犬丸西まちづ くり協議会 会 長 濱田勝年	北九州市八幡西 区永犬丸西町四 丁目21番13 号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 大原市民セ ンター	大原まちづくり 協議会 会長 古賀昭次	北九州市八幡西 区上上津役三丁 目21番21号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 折尾西市民 センター	折尾西まちづく り協議会 会長 中西照夫	北九州市八幡西 区日吉台一丁目 22番20号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 折尾東市民 センター	折尾東まちづく り協議会 会長 茂岡重男	北九州市八幡西 区光明二丁目2 番50号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 香月市民セ ンター	香月まちづくり 協議会 会長 中村 弘	北九州市八幡西 区香月中央一丁 目7番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 香月市民セ ンター香月 西部市民サ ブセンター	香月まちづくり 協議会 会長 中村 弘	北九州市八幡西 区香月中央一丁 目7番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 楠橋市民セ ンター	楠橋まちづくり 協議会 会長 金子廣利	北九州市八幡西 区馬場山緑7番 41号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで

北九州市立 熊西市民セ ンター	熊西まちづくり 協議会 会長 田中信一郎	北九州市八幡西 区幸神四丁目3 番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 黒畑市民セ ンター	黒畑校区まちづ くり協議会 会 長 森 敏明	北九州市八幡西 区幸神三丁目4 番3号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 黒崎市民セ ンター	黒崎まちづくり 協議会 会長 平山緑祐	北九州市八幡西 区藤田四丁目1 番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 上津役市民 センター	上津役まちづく り協議会 会長 山本喜一	北九州市八幡西 区上の原二丁目 2番16号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 木屋瀬市民 センター	木屋瀬校区まち づくり協議会 会長 高宮歳継	北九州市八幡西 区大字野面77 0番地	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 陣原市民セ ンター	陣原まちづくり 協議会 会長 松本浩一郎	北九州市八幡西 区陣原三丁目2 3番9-101 号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 陣山市民セ ンター	陣山まちづくり 協議会 会長 古海松博	北九州市八幡東 区桃園三丁目1 番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 竹末市民セ ンター	竹末まちづくり 協議会 会長 善明英喜	北九州市八幡西 区若葉一丁目7 番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 千代市民セ ンター	千代まちづくり 協議会 会長 鷹井謙治	北九州市八幡西 区千代二丁目2 7番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 筒井市民セ ンター	筒井まちづくり 協議会 会長 本村英児	北九州市八幡西 区山寺町6番3 0号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 塔野市民セ ンター	塔野まちづくり 協議会 会長 善 正善	北九州市八幡西 区塔野一丁目3 番2号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 中尾市民セ ンター	中尾まちづくり 協議会 会長 松木邦弘	北九州市八幡西 区三ヶ森四丁目 6番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 鳴水市民セ ンター	鳴水まちづくり 協議会 会長 向井浩義	北九州市八幡西 区東鳴水二丁目 4番16号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 則松市民セ ンター	則松まちづくり 協議会 会長 奥中孝義	北九州市八幡西 区則松二丁目9 番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで

北九州市立 引野市民セ ンター	引野まちづくり 協議会 会長 山本英樹	北九州市八幡西 区別所町9番1 号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 星ヶ丘市民 センター	星ヶ丘校区まち づくり協議会 会長 黒岩文人	北九州市八幡西 区大字笹田92 0番地8	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 本城市民セ ンター	本城校区まちづ くり協議会 会 長 仲 賢六郎	北九州市八幡西 区本城一丁目1 5番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 光貞市民セ ンター	光貞まちづくり 協議会 会長 篠原廣一郎	北九州市八幡西 区浅川学園台二 丁目23番2号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 八児市民セ ンター	八児まちづくり 協議会 会長 寺島忠幸	北九州市八幡西 区町上津役東一 丁目17番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 八枝市民セ ンター	八枝まちづくり 協議会 会長 和田幸裕	北九州市八幡西 区八枝三丁目8 番1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 浅生市民セ ンター	浅生まちづくり 協議会 会長 奥 庚一郎	北九州市戸畑区 浅生二丁目13 番7号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 一枝市民セ ンター	一枝まちづくり 協議会 会長 坂本三夫	北九州市戸畑区 一枝一丁目8番 1号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 大谷市民セ ンター	大谷まちづくり 協議会 会長 檜山弘之	北九州市戸畑区 東大谷二丁目2 番44号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 鞆ヶ谷市民 センター	鞆ヶ谷まちづく り協議会 会長 山本忠雄	北九州市戸畑区 西鞆ヶ谷町3番 17号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 沢見市民セ ンター	沢見まちづくり 協議会 会長 中村忠雄	北九州市戸畑区 小芝二丁目1番 4号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 三六市民セ ンター	三六地区まちづ くり協議会 会 長 井手國昭	北九州市戸畑区 小芝三丁目12 番2号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 天籟寺市民 センター	天籟寺まちづく り協議会 会長 三上久恵	北九州市戸畑区 夜宮二丁目4番 15号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 中原市民セ ンター	中原校区まちづ くり協議会 会 長 佐藤哲男	北九州市戸畑区 中原東二丁目2 番35号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで

北九州市立 西戸畑市民 センター	西戸畑まちづく り協議会 会長 野口勝義	北九州市戸畑区 南鳥旗町3番1 7号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 東戸畑市民 センター	東戸畑まちづく り協議会 会長 鈴木良次郎	北九州市戸畑区 千防三丁目1番 12号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 牧山市民セ ンター	牧山まちづくり 協議会 会長 横田健治	北九州市戸畑区 牧山四丁目1番 22号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで
北九州市立 牧山東市民 センター	牧山東まちづく り協議会 会長 江戸端憲一	北九州市戸畑区 新川町3番25 号	平成30年4月1日 から平成31年3月 31日まで

北九州市告示第 298 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成 30 年 6 月 20 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 国道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
199	199 号	前	八幡西区折尾五丁目 1308 番地先から 八幡西区堀川町 1301 番 3 地先まで	13.4 ～ 16.8	124.4
		後	八幡西区折尾五丁目 1308 番から 八幡西区堀川町 1301 番 1 地先まで	18.0 ～ 21.4	124.4

北九州市公告第415号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月20日

北九州市長 北橋 健治

1 工事概要	工事名	八幡西消防署移転新築特殊基礎工事
	工事場所	北九州市八幡西区相生町19番1号
	工事内容	八幡西消防署の移転新築特殊基礎工事
	工期	請負契約締結の日から平成30年11月16日まで
	予定価格	5,396万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	とび・土工・コンクリート工事（希望順位が第1順位であること。）
	許可	とび・土工工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	実績	平成20年度以降に受注し、平成30年3月31日までに完成し、又は引渡しが完了した国又は地方公共団体が発注した当初契約金額3,000万円以上の特殊基礎工事（杭工事）を元請として施工した実績を有すること。（建築工事一式又は土木工事一式に含まれる杭工事を除く。）ただし、共同企業体の構成員としての実績は、代表構成員としてのものに限る。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	北九州市（上下水道局、交通局、病院局及び公営競技局を含む。）から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注2）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から平成30年6月25日まで（注2）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 平成30年6月26日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 平成30年7月5日及び同月6日 午前9時から午後7時まで (2) 平成30年7月9日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	平成30年7月10日 午前9時47分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事は、工法について一定の基準を求めているので、仕様書等を確認すること。 (2) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (3) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (4) 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。 ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務 イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務 ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務 (5) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	
注1 北九州市建設工事業競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		

北九州市公告第416号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月20日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	熊西市民センター他1箇所空調熱源設備改修工事
	工事場所	北九州市八幡西区幸神四丁目3番1号ほか
	工事内容	市民センターの空調熱源設備改修工事
	工期	請負契約締結の日から平成30年11月9日まで
	予定価格	1,712万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	管工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	管工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成25年度以降、北九州市（上下水道局、交通局、病院局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の管工事（都市ガス若しくはLPガスに係る工事又は軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認められたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等	手持工事等	Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した管工事（都市ガス若しくはLPガスに係る工事又は軽微な工事（注4）を除く。）で平成30年6月18日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注5）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から平成30年6月25日まで（注5）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 平成30年6月26日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 平成30年7月5日及び同月6日 午前9時から午後7時まで (2) 平成30年7月9日 午前9時から午後4時30分まで	
	6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 平成30年7月10日 午前9時39分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。	
	(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札	
	(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札	
	(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	
	(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。		
(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。		

9 その他	<p>(3) 下請代金の総額が3,000万円以上(建築一式工事においては4,500万円以上)の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)名等を建設業担当部局(福岡県建築指導課等)に通報する。</p> <p>ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務 イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務 ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務</p> <p>(4) 本工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。</p> <p>(5) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課(電話 093-582-2256)とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59号)第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 北九州市工事執行規則(昭和49年北九州市規則第77号)第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注5 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市公告第417号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月20日

北九州市長 北橋 健治

1 工事概要	工事名	小倉南特別支援学校外壁及び屋上防水改修工事（H30）
	工事場所	北九州市小倉南区若園四丁目1番1号
	工事内容	特別支援学校の外壁及び屋上防水改修工事
	工期	請負契約締結の日から平成31年1月15日まで
	予定価格	1億5,005万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	建築工事業（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成25年度以降、北九州市（上下水道局、交通局、病院局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
3 契約条項を示す場所及び期間	手持工事等	本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事で平成30年6月18日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	期間	この公告の日から本件開札日まで（注5）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
	（1） この公告の日から平成30年6月25日まで（注5）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 平成30年6月26日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 平成30年7月5日及び同月6日 午前9時から午後7時まで （2） 平成30年7月9日 午前9時から午後4時30分まで	
	（1） 平成30年7月5日及び同月6日 午前9時から午後7時まで （2） 平成30年7月9日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	平成30年7月10日 午前9時31分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
8 入札の無効	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 （4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	（1） この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。	
	（2） 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。	
	（3） 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。 ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務 イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務 ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務	
	（4） この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	

注1 北九州市建設工事業競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に

- 規定する有資格業者名簿をいう。
- 注2 建設工事業有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。
- 注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。
- 注5 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第418号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月20日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	一般国道211号（第1工区）道路改築工事（30-1）
	工事場所	北九州市八幡西区町上津役東一丁目ほか
	工事内容	工事延長 193メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から平成31年3月29日まで
	予定価格	9,523万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
	受発注者間情報共有システム	試行対象としない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成25年度以降、北九州市（上下水道局、交通局、病院局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものも含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成29年度又は平成30年度に発注した予定価格（注5）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中（受発注者間情報共有システム試行対象工事を落札した者で契約手続中のものを含む。）でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注6）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注7）を協議（注8）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で平成30年6月18日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
期間	この公告の日から本件開札日まで（注9）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで	
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から平成30年6月25日まで（注9）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 平成30年6月26日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 平成30年7月5日及び同月6日 午前9時から午後7時まで （2） 平成30年7月9日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
日時	平成30年7月10日 午前9時15分	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。		

8 入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他	<ul style="list-style-type: none"> (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務 イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務 ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務 (4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事に資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。

注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注5 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。

注6 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。

注7 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。

注8 北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第7項）に規定する協議をいう。

注9 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第419号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月20日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	江川樋門改修工事（30-1）
	工事場所	北九州市若松区大字小敷
	工事内容	工事延長 33メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から平成31年2月28日まで
	予定価格	7,670万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
	受発注者間情報共有システム	試行対象としない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成25年度以降、北九州市（上下水道局、交通局、病院局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものも含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成29年度又は平成30年度に発注した予定価格（注5）6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中（受発注者間情報共有システム試行対象工事を落札した者で契約手続中のものを含む。）でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注6）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注7）を協議（注8）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で平成30年6月18日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
期間	この公告の日から本件開札日まで（注9）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで	
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から平成30年6月25日まで（注9）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 平成30年6月26日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 平成30年7月5日及び同月6日 午前9時から午後7時まで （2） 平成30年7月9日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
日時	平成30年7月10日 午前9時25分	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。		

8 入札の無効	<ul style="list-style-type: none"> (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他	<ul style="list-style-type: none"> (1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務 イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務 ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務 (4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事に資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。

注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注5 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。

注6 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。

注7 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。

注8 北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、病院局が発注した工事にあつては北九州市病院局工事請負契約約款第25条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第7項）に規定する協議をいう。

注9 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第77号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月20日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

1 工事概要	工事名	小森江系φ700送水管布設（推進）工事（30-1）		
	工事場所	北九州市門司区小森江三丁目地内ほか		
	工事内容	中大口径推進工 内径900ミリメートル 150.9メートル ほか		
	工期	請負契約締結の日から平成31年3月31日まで		
	予定価格	1億9,641万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）		
	総合評価落札方式	適用する。		
	受発注者間情報共有システム	試行対象としない。		
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	共同企業体の結成基準	構成員の数	構成員の数は、2社とする。 なお、構成員は、この工事について結成された他の共同企業体の構成員でないこと。	
		出資比率	各構成員の出資比率が100分の30以上であること。	
	共同企業体の構成員の資格	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。	
		登録工種	土木工事（希望順位を問わない。）	
		等級（注2）	A	
		許可	土木工事業について特定建設業の許可を受けていること。	
		所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。	
		実績	平成25年度以降、北九州市（上下水道局、交通局、病院局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。	
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が平成29年度又は平成30年度に発注した予定価格（注5）2億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事に限る。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中（受発注者間情報共有システム試行対象工事を落札した者で契約手続中のものを含む。）でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注6）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注7）を協議（注8）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格2億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事に限る。）で平成30年6月18日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。		
		その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
	共同企業体の代表構成員の条件	指数	平成29・30年度北九州市建設工事入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「010土木一式」の「総合評定値（P）」が構成員中最大であること。	
		出資比率	出資比率が構成員中最大であること。	
		技術者	（1） この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。 （2） この工事の推進工事期間中は、公益社団法人日本推進技術協会の認定する推進工事技士資格を有する責任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。	
		（1） この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に		

	共同企業体の代表構成員以外の構成員の条件	技術者	限る。)又は主任技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置することができること。 (2) この工事の推進工事施工中は、公益社団法人日本推進技術協会の認定する推進工事技士資格を有する責任技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を配置することができること。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課	
	期間	この公告の日から本件開札日まで(注9)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで	
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から平成30年7月2日まで(注9)の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 平成30年7月3日 午前9時から正午まで		
5 入札書の受付期間	(1) 平成30年7月12日及び同月13日 午前9時から午後7時まで (2) 平成30年7月17日 午前9時から午後4時30分まで		
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課	
	日時	平成30年7月31日 午前9時	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設けない。	
	入札保証金	免除する。	
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。	
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札		
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) 下請代金の総額が3,000万円以上(建築一式工事においては4,500万円以上)の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)名等を建設業担当部局(福岡県建築指導課等)に通報する。 ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務 イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務 ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務 (4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課(電話 093-582-2256)とする。		
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成6年北九州市規則第59号)第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。			
注2 建設工事に資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。			
注3 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第6条に規定する主たる営業所をいう。			
注4 北九州市工事執行規則(昭和49年北九州市規則第77号)第18条の規定による軽微な工事をいう。			
注5 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。			
注6 北九州市工事請負契約約款第20条(上下水道局が発注した工事については北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、病院局が発注した工事については北九州市病院局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事については北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条)に規定する工事の施工の一時中止をいう。			
注7 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項(上下水道局が発注した工事については北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、病院局が発注した工事については北九州市病院局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事については北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項)に規定する契約金額の変更をいう。			
注8 北九州市工事請負契約約款第25条第7項(上下水道局が発注した工事については北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、病院局が発注した工事については北九州市病院局工事請負契約約款第25条第7項、公営競技局が発注した工事については北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第7項)に規定する協議をいう。			
注9 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。			

北九州市上下水道局公告第78号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年6月20日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

1 工事概要	工事名	西港町配水管布設替工事（30-2）
	工事場所	北九州市小倉北区西港町地内
	工事内容	铸铁管据付工 内径300ミリメートル 356.8メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から205日間
	予定価格	4,831万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
	受発注者間情報共有システム	試行対象としない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	水道施設工事
	等級（注2）	A（希望順位を問わない。）
	許可	水道施設工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成25年度以降、北九州市（上下水道局、交通局、病院局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事又は土木工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事（管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で平成30年6月18日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 期間 この公告の日から本件開札日まで（注5）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から平成30年6月25日まで（注5）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 平成30年6月26日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 平成30年7月5日及び同月6日 午前9時から午後7時まで (2) 平成30年7月9日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 平成30年7月10日 午前9時20分	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) 下請代金の総額が3,000万円以上（建築一式工事においては4,500万円以上）の場合、以下に定める届出の義務を履行していない一次下請建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）名等を建設業担当部局（福岡県建築指導課等）に通報する。 ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務	

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
(4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。

注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注5 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。